

特殊寝台等「例外給付の『判断方法』の運用」の見直しについて

2007年3月2日 全日本民医連/介護・福祉部

1 厚労省は、軽度者の特殊寝台の利用について見直しを表明しました

厚生労働省は、2月20日の「全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議」において、「軽度者に対する福祉用具貸与の取り扱いについて」（以下「取り扱いについて」）を示しました。

昨年秋に実施した特殊寝台等の利用状況に関する「実態調査」（集約：2,825事例）の結果をふまえ、従来利用の対象外としていたケースの中に「例外給付の対象とすべき事案」が存在することを認め、「貸与の基本的な枠組みは変更しない」としつつ、利用の可否の「判断方法」について見直しを行う（＝通知改正）としています。

第1に、例外給付の対象とすべき事案について、疾病やその他の原因により、（ ）「状態が変動しやすく、日によってまたは時間帯によって、頻繁に」利用が必要な状態、（ ）「状態が急速に悪化し、短期化のうちに」利用が必要となる状態、（ ）「身体への重大な危険性又は症状の重篤化の回避等、医学的判断から」利用が必要な状態 - の3つの事案をあげています。

該当する具体的疾患の説明として、（ ）についてはパーキンソン病、リウマチ、（ ）については末期癌、（ ）については喘息などを例示しています。

第2に、例外給付の「判断方法」について、上記の「例外給付の対象とすべき事案」～ のいずれかに該当する者であることが、（ア）医師の意見（医学的な所見）に基づき、判断され、（イ）サービス担当者会議等を経た適切なケアマネジメントの結果をふまえていることを、（ウ）市町村が「確認」している 場合について、例外給付を認めるしくみとするとされています。

2 今回の見直しは、利用者の実態に基づき、改善を求めてきた私たちの運動の重要な成果です

この間、私たちは、福祉用具、とりわけ特殊寝台の利用打ち切り（＝貸しはがし）によって生じる軽度利用者への深刻な影響、利用の継続を願う切実な声を国や自治体に集中し、制度の見直しを求めてきました。

昨年8月には、全国から寄せられた介護認定、軽度者のサービス利用に係わる困難事例（161事例）を集約・分析し、慢性閉塞性肺疾患・肺気腫・喘息などの呼吸器系疾患、パーキンソン病、腰椎圧迫骨折や腰部脊柱狭窄症、その他腰痛や膝痛、神経痛、がん末期、心疾患などの疾患・病態の利用者など、特殊寝台や車いすの利用制限・打ち切りによって、日常生活の維持・継続に支障をきたすケースを類型化し、厚労省交渉などを通して改善を働きかけてきました。各自治体段階では、具体的事例に基づいて利用者の実情をリアルに訴え、改善意見書の国への提出、ベッドレンタルに対する独自助成を求める運動を広げてきました。昨秋厚労省が実施した緊急調査は、こうしたケアマネジャー、福祉用具スタッフをはじめとする事業者、関係団体の声を押されて実施されたものであり、ごく短期間の調査でしたが民医連の事業所からも都道府県を通して事例を集中しました。

今回の厚労省の対応は、利用者・高齢者の「事実」に基づくこの間の私たちの運動を反映したものであり、保険給付の抑制を目的とし、利用者・家族に新たな負担を強いる改定介護保険法の欠陥を、昨年10月の経過措置打ち切り後わずか5カ月で修正させる内容となりました。私たちはこの点に改めて確信をもつことが重要です。

3 特殊寝台の利用を必要とするすべての軽度者の利用が保障されるよう重ねて改善を求めます

「疾病その他の原因」による給付対象の拡大、主治医の意見やサービス担当者会議等の判断を尊重するしくみの導入など、今回の見直しは、利用者や現場の実態・要求を一定反映した側面をもつものですが、現状の矛盾を解決する上で十分なものではなく、また、運用の仕方によってはさまざまな利用制限をもたらす危険性があります。

厚労省は、パブリックコメントの募集を経て、3月中に関係通知を各県に発出するとしています。内容・運用上の不十分な点を是正させ、特殊寝台等の利用が必要と判断されるすべての軽度者に対して、適切に利用が保障されるよう実効性のある見直しを重ねて求めていく必要があります。

改めて、以下要求します。

(1) 見直し案について

「例外給付の対象とすべき事案」は標記3事案にとどめず、腰椎圧迫骨折や腰部脊柱狭窄症など運動器疾患にともなう動作、移動の困難なケースを加えることをふくめ、対象を拡大すること。定期的な実態調査の実施と利用状況を検証につとめ、利用者の実情に見合った改善を積み重ねていくこと

「判断方法の運用」にあたっては、医師の意見（医学的所見）に基づく判断、サービス担当者会議等を経たケアマネジメントの結果が確実に尊重され、市町村の恣意的な解釈により必要な利用が制限されないよう、市町村に対して国は適切な指導を行うこと

今回の規定は、今後新規に発生する利用についても対象とすること

(2) 認定調査、認定システムについて

「例外給付」であることを前提とした判断方法の見直しにとどめず、特殊寝台貸与の判断基準として、直近の認定調査項目において「ベッド柵につかまれば寝返り・起き上がりができる」「ベッドをギャジアップすれば起き上がりができる」に該当する場合を保険給付の対象とすること

認定結果と実際の状態との乖離が生じることによって、福祉用具などのサービス利用において利用者に不利益が生じないように、認定システムの整備・見直しをはかること

4 引き続き、利用者・高齢者の実態に基づき、介護保障に対する公的責任、制度の改善を求める運動をすすめてまいりましょう

今回、厚労省は利用者、現場の声に押されて見直しを実施することを決定しましたが、軽度者に対していったん強行された特殊寝台の「貸しはがし」は、泣く泣く利用をとりやめたり、自費での利用を余儀なくされるなど利用者に多大な混乱と実害をもたらしました。利用者の実態を把握しないまま、「給付費抑制先にありき」で機械的に利用を打ち切ってきた厚労省の責任は重大であり、決して許されるものではありません。

福祉用具の問題にとどまらず、「介護の社会化」の理念を放棄した改定介護保険法のもとで、新たな困難が利用者・家族に次々と押しつけられています。引き続き、ひとりひとりの高齢者の生活実態・要求から出発し、国や自治体に向けて、介護保障に対する公的責任と制度の改善・見直しを求める運動を全国各地で広げていきましょう。